



Color
Control
Patches

KODAK Color Control Patches

100% Density

100% Density

100% Density

100% Density

1218

藏書所訂
號——冊
(宮殿文庫)
1218

二
一
五
六
三
五
五
教

頁數未之清
164

昭和三十一年六月より

三十二年五月まで

本部教宣部発行

三十二号

一号〜一四七号

貝島大正浦炭礦労働組合

一、目的

我が党が千支同大会決議に基き、総連、全朝連、憲法反対の革命を進行する中央革命委員会（以下中革という）は、本組織の定めるところに従ひ運営する

二、組織

一、中央中革は、中央執行委員、地方本報代表者（九州、北海道各二、山口、愛媛各一）
二、全朝連、憲法反対の中革は、中央執行委員、地方本報代表者（九州、北海道各二、山

三、中央委員

一、中央委員は中央執行委員とする
二、中央委員の任務は中央執行委員として、中革の組織を維持する等に出資したも

四、会費の成立

一、会費は委員の三分の二以上の委員の出資をもつて成立する
二、中革組織のため会費に出資不可得な委員にして、中革の組織を維持する等に出資したも

五、会費の納付

一、会費は中央委員が必要と認めたる委員及び各ゾーンの組織のありたる場合、臨時中
二、委員が中央委員でない場合は、会費納付の十二時間以内に口頭、筆頭、電報等

六、会費の納付

一、会費の納付は委員が中央委員の場合、会費納付の十二時間以内に口頭、筆頭、電報等
二、委員が中央委員でない場合は、会費納付の十二時間以内に口頭、筆頭、電報等

七、会費の納付

一、会費の納付は委員が中央委員の場合、会費納付の十二時間以内に口頭、筆頭、電報等
二、委員が中央委員でない場合は、会費納付の十二時間以内に口頭、筆頭、電報等

八、その他

一、中央革命を進行するため、関係本報に斗争の組織を設ける
二、中央委員は中央革命委員会が決定する

九、その他

一、中央革命を進行するため、関係本報に斗争の組織を設ける
二、中央委員は中央革命委員会が決定する

十、その他

一、中央革命を進行するため、関係本報に斗争の組織を設ける
二、中央委員は中央革命委員会が決定する

十一、その他

一、中央革命を進行するため、関係本報に斗争の組織を設ける
二、中央委員は中央革命委員会が決定する

十二、その他

一、中央革命を進行するため、関係本報に斗争の組織を設ける
二、中央委員は中央革命委員会が決定する

十三、その他

一、中央革命を進行するため、関係本報に斗争の組織を設ける
二、中央委員は中央革命委員会が決定する

第十三回 團交開

《要求書の説明に終る》

上野や赤坂半生は、さう七月十三日の中に入る要領書へ第八、三の二内を所置
その他「アラミ」の二の内は、工事の方針を決定されたので、いよいよ本格的な斗
いの火蓋を叩つておきました。

焚つて、大手十郎は十三日二夜に妻本墓を探出、眞龍さる午辰四時より第一園田文と、樺一クラスで両邊、妻本墓の発掘を行った。

これは可し命延ばし、検討し及ぶ御答したので、御答は次回は十六日には具體的の
御答を出されたい。と強く要請し、閉会した。

支那のミニマム

云其例一茲 府縣 因窮 度 和 田 制 伊 爾 峰 山 古 官

史記 山平 慶平 平南 大山 高

但合例。本館、陳田、吉田、古文書等。給予勸告行傳。

[illegible]

この組合の要求に対し、会社側は

「この南無に於ては、金瓶と盗案取組まなければならぬ問題であるし、
 金との関係があるのを検討したい」

「十六日第三回は、見解が異なるを出されたい」と主張し、午会中第三十分田文三打切った。

「10,300円」気持ちよく出されたい

痛期末手当の要求額はささやかなもの

組合

次回は十六日の予定

具体案の回答は……

こゝとは短冊次第

幾多の強さを示す

具島炭礦株式會社と具島大之森炭礦株式會社とは新青森田炭礦二項工部主に第六坑七区炭礦の特許に同じに關する鹿児島炭礦の件に關したる通り限制し絶對する

ハ、一般的事項について

一 新青森田炭礦二項工部に關しては組合員に不都合を與へない
 二 工部主権後には予想される人出炭礦の開採については既成の他により炭礦の互いより保護する

三 既成に對つては組合と協定する、その具體的規定については不利な取扱はしない
 四 工部主権後炭礦・既成の組合には新青森田炭礦の考え方と協定を結ばない、炭礦の買と賣に便宜ある場合は協定する

五 工部主権後すみやかに組合に具體的な計画を示し既成の組合について協定する
 六 工部主権後あるに於いて協定に關するものないより協定を結ばない、しかし万一そのような形勢が生ずれば不利になるまいや組合と協定する

七 協定については勿論協定を結ぶ
 八 既成炭礦、工部主権人及び協定は既成の組合とする
 九 工部主権に便宜ある場合は協定に協定する

十 協定の組合員に入社については必要があれば有條件協定する
 十一 新青森田炭礦二項工部に關する新青森田炭礦の件について
 十二 工部主権 七月から十二月まで一ぱいの予定である

十三 既成炭礦の人員 三十万五千五百
 十四 新青森田炭礦 現地の炭礦から第二工部に十五名を配する
 十五 十五名の既成炭礦の作業を所及及びその協定炭礦の件について協定する

十六 百十五名の中には既成炭礦として右協定の三十六名を含む、又、既成炭礦の協定で現成との協定の中で行うことを希望するものは、その協定で具體的に協定する

十七 第六坑七区炭礦に關する新青森田炭礦の使用について
 十八 工部主権 七月から本年五月までの予定
 十九 出炭の人員 二十六名

二十 七区炭礦の既成炭礦に關しては既成の方後により既成者を協定する
 二十一 七月から九月までの予定 (内二名は既成炭礦より炭礦し二名は協定する)
 二十二 十月以降工部主権として六名とする (但し内既成は一協定炭礦からの炭礦によるもの三名、既成二名とするが内既成の協定との協定によりは協定炭礦とする)

二十三 現在七区の既成炭礦六名は協定に引上げるが将来日後炭礦が増した場合は現成において協定する
 二十四 協定力に關しては既成炭礦ある場合は協定炭礦とする



16. 2.

95

115

86.

29

60

大平14社上期々末手当受給内容一覧表

	各社別	金額	期別	期別	支払	総支給金額	備考
中	国 鉄	10,250円	1,700円	5月分	100%	6月分前払50%	20日受給
	三 井	10,250円	1,700円	"	"	6月分前払50%	"
	三 菱	10,250円	1,700円	"	"	4月12日分 5月7日分 6月分前払50%	"
	北 洋	10,250円	1,700円	"	"	6月分前払	"
大	石 川	10,250円	1,700円	"	"	7月分前払	"
	國 産	10,250円	1,700円	"	"	6月分前払	"
	大 平 車	10,250円	1,700円	"	"	見込金出5月分前払	"
	信 友	10,250円	1,700円	"	"	不 明	21日受給
左	中 國 電	10,250円	1,700円	"	"	不 明	"
	東 武	10,250円	1,700円	5月分	100%	不 明	4月10日受給 5月10日分
	日 産	10,250円	1,700円	"	"	不 明	21日受給
	新 興	10,250円	1,700円	"	"	不 明	"
大	大 正	10,250円	1,700円	"	"	4月7日分 5月10日分 6月分前払	21日受給 5月10日分
	明 電	10,250円	1,700円	"	100%	4月7日分 5月10日分 6月分前払	21日受給

ロックアウトに抗し「職場交渉権」守り抜く!

大峰斗争支援スト直前に妥結

二七日午前三時抗議又中止指令

穩定內容

478
純
書

一、大塚組は山形県内野郎一は女に属する
取り決めの判例の通り判定大塚組事務所は、大
塚組と組合との間で労働契約書の訂立の

・(8)・

往來を以ての準備として御大金にして大蔵
庫に、御用下、山下町の御店に對し、五六五兩
門二石町山の下番一人物、平均一〇〇圓と
して計數した處であらうと思ふ給する。
然る今般の安樂は已に消し去は、可成り窮乏状態
にあり、今般に據つていへば、ある點からすると
此條件は容易、而も又困難とする。

右二つで別定案には古銀貨との間で變換に
便宜とするものとする。

イ、七厘金より一厘四厘のレシー、定例費

にの差額の内八〇%を貸与する。但し保庫料平均賃金のある郵便につては、これに充つてまゝ給へるものとす。

石の郵便については、別康大蔵省所と大蔵省の間の組合との間の管理に取らなむとする。

口、片邊ストロムでありし、又片邊ストロム
取返し、
ノ、平均資金需要は減して、ストロムの
割合を下げたが、これは今後、分子より早く

[illegible]

2. 王女阿蘇姫物語 阿蘇山の条件を満たしては置かぬので、子なりと元氣盛く、

ハ、五月二六日及び六月二三日までの期間ス
 四の資金財源は、今期に限り、故外債は従前通
 鹿内各器製は、昨型ストをセメントする。鹿内各

神國は國是總體分にはいへば天啓スト云々

陸奥、古河、水戸、山に開するロッキア、アートの地。

本邦の財政以外、財政部は大體、廣く保護的、
策中に關する點は、對策されるもの、軍事方面、
おいて、税關に取交わすものとする。

… 貳場交渉を正確に…

大體統案所と大森炭坑の組合には、文部省

前を行くのである。巨額の円高による利益は、それを賄うため、販路はあつて話し合ひの事柄

一、資金市場の目協定の作業工程に所する事項

二、作業場内に附する車賃（但し多額の車賃を支拂ふものに限る）

但し左記要領を除く。

1. 信用協約 資金協定に基づきに資金援助を受ける
2. 基準水準を下回る流行度や新設に因る

大之通竹様
教宣部



みんなの決意と理解を深めよう！

改訂案大衆討議に入る

八月十一日 國交申入以行

[illegible]

団交で解決
8月10日
交渉中

家族手当と五項目の小委折衝
行詰りさ 打開のため

[illegible]

現在日本の交渉のあらすじは、次の通り……

- 一、龍虎山安金料橋を岸道の舊金沢駅は、
- 二、龍虎山安金料橋を岸道の舊金沢駅は、
- 三、龍虎山安金料橋を岸道の舊金沢駅は、
- 四、龍虎山安金料橋を岸道の舊金沢駅は、
- 五、龍虎山安金料橋を岸道の舊金沢駅は、

[illegible]

昭和三十一年八月二十九日

呉島大之助 御参照 合

組合長 横田 啓

呉島造船株式会社

専務取締役 本社 御参照

申 入 書

御抄合筆、三心社、特約七十ページの独立国作案、ラングアーク、船組の材料運搬（譯者）等の作業に対する資金取扱に就ては貴方より貴方に對し再三協定ある回答を以て参りましたが、未だそれ等作業の増減と船組を加味した資金取扱に對する協定ある回答をなされない事は、貴方としては甚だ遺憾とするところであります
資金協定書以外の作業に對する取扱を貴方は一方的に行ひ處置を行つて居る事は、今迄の貴方の正常な協定を變更に被關される遺憾としか考へる所、此等貴方と申すは、今迄の貴方なる解決を見出すまでの間、該作業に從事する事を昭和三十一年九月一日一書方より、貴方本意に背反することを申し入れます
これにより生ずる一切の損害は貴方にある事を申し知えます

三心社

呉島造船株式会社



活潑なる論戦を展開
第五回臨時総会 18日30館

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争
八月二十日と二十一日の二回、臨時総会が開かれた。二回とも出席者は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

一 経過の要約

臨時総会は、八月二十日と二十一日の二回、臨時総会が開かれた。二回とも出席者は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

「三権」斗争委員会に一任さる

労働協約と諸要求（その他）と斗争

労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。八月二十一日は、労働協約の要求と諸要求（その他）と斗争の二点に集中した。

天については商業、使用については組合と協賛すべきである。

以上を要一徳或徳性の現一徳は缺點にはそのような
場合もあり得る。徳性、階級とはれば、徳性金や徳性
いし、階級の徳性に入れるべきである。

附値の表に入れのべきである。

一 周。(四)
 樞夫の八ヶ條の文譯されてゐる。新皇の抱負に入る
 ところ、さうしたるのみ戦争の場合、陛下を要所に崩
 走する筈がある。

（由） 船屋の梁の打切り増槽であるが、軍用など
に利用されたもの。

卷之四

以上は、戦前の第一次世界大戦を背景としていたが、戦後の第二次世界大戦の終結後、別個のものとして、戦後の基本は、軍産会合であった。戦後は、

同社宅内なくとも通勤してける人の通勤手当は入れざるべしではないか。

・内山
山崎謙三には二つある。度々の京城口にするのみ、
越えられ半歩も、斗争性社会の結核を間違ない。

に何等期間を隔置はすべきである。炭素の第一層を
求む行ふといふことになつてしまふのだ。求むる三四
二一二は合せぬはならぬ。

● 内 田
労働組合のステューデンと説明する。

販賣網のほかに、地方に於ては、会堂や商店の特別新聞
紙に載せ、或は、家庭給、養育所などにあり、習慣に
は順じて雑誌としてやるのも近年まで待機するものはな
い。

同(文)
 昔平康見石集約し成文化するは時病のせいと云ふ。要するに
 果が京俗をなすのは二枚を集約するのは同類でありは
 ないか。

・岡・(4)

應時大はついでに紅葉御殿にすまをえ、その考
えに、組合頭がゆき葉汁を授けするならば、櫻餅は
むねむらぬ。

山鏡式解題は具體的にしておく方がよい。特に親戚しためう蟲うに解題に必要と考へぬ。情状によつての表現もあり、文法の中用(語)々法はあると思つ

ニオこの事をいつて可いと思ふてゐるのではない、結果は
悲劇であつたけれども、社長の死は、社長の死に對する中

を明確にする。組織論的なためには組織論を多くし、資本のゆく所を明確にする。組織についてと資本の條件を明確にする場合は排他する所である。

事變は計置しては無い。運命に任置するとしてゐるの
を、提供的に協助することゝは、是れこれである。

山崎先生にあらぬはならぬと思えていさ、ならなく
とあるあつてない様子を何處か見はからぬならぬ

(2) 査収手は書いてないのでどうするにせうか。本文の中を早く、発見することゝする。

明羅に討つてしまひたい。たゞ今は東宮の正統を

るは難い。あり、仁義の神徳、我れ美しき事にして、
窮乏口になつて、基準を失つていくことになる。い
他を其のよいとせうとあるが、少しも向上す

(2) 漢書の統一が儒士を大衆に行われるには考へぬ、儒の統一と争ひあはれぬ、それには合はるゝ、それ故に

日帝は山を越えていき、岩崎土手は期せずして

同殿は取り上げられないだ、曰智恵も諸同様に放置されぬ、遅くとも十二日未成には解決したいと考へる。

變遷し居るわれわれ、三島雄庵には自決に待たぬはた
らぬ。無明闇を解説しなげなうめつゝある。左

第三つは、銀行と村の間の関係である。村の

此出たは、二枚算のするに、多し出来ぬ故。仕知る三枚算の集約の時すにはそれだけ会社は減さされる。東方行便の需要は交渉し受けければならぬ。

一、舊山
統一日本の足は、幾々に前進してゐる。果して東正教が、
一、半島に出来たか、このめ、考へられるだ、東正教の

二日前は潮候は行止まぬと云はなけしと聞きしに

る。銀行が協会は履行されてゐない。
従つて、労働三事には本年最大の山場斗争として推定
する。労働三事は、労働組合の組織、労働者の教育、
先ずその中の第一は、労働組合に入れるべきだといふ
事である。

要求書の決定は、意見を充分検討の上、執行委で行う**確認**

[illegible]

○第三卷の附説と五十六卷の條目並列は其の「は前略せり」。

[illegible]

○三政策特に賛成、實力行使は商業に支拂しないに不利である。
○スト政策集約について銀行界の意見は、先般の商業界に比し厳しながら、
○労働争議はスウェーデン半強である。

[illegible]

最後まで真剣に討議

——請求の三叔は家族給・嫁作問題にしまつて決定——

※ 三三三試案・諸斗争の三収集約の件

[illegible]

● 答 ●
正義の問題も時期に失するといふんな手が入つて
交渉が容易にやうかい。

五、六の月
正親の問題も片断に決するといふ様な事が入つて
交渉が非常によりにくい。
また東京編についで四月は発表されていながら
完全にはなされないので、交渉はし難い。

又、同4同
又、同5同
又、同6同

三、収束的に概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

・三、
収束的は概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

・三、
収束的は概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

・三、
収束的は概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

・三、
収束的は概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

・三、
収束的は概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

・三、
収束的は概々しきあらわすに因り、収束的契約す
るというところだけを金主は圧力にする。収束的の
の三収束的は収束的である。

庶務の多量等と方照して簡便に経営せらるること
である。

五、若等上の諸例又は条規によつて打切り納税を
免除したとき。

六、若等が納税せらるるとき。

七、若等が納税せらるるとき。

八、若等が納税せらるるとき。

九、若等が納税せらるるとき。

十、若等が納税せらるるとき。

十一、若等が納税せらるるとき。

十二、若等が納税せらるるとき。

十三、若等が納税せらるるとき。

十四、若等が納税せらるるとき。

十五、若等が納税せらるるとき。

十六、若等が納税せらるるとき。

十七、若等が納税せらるるとき。

十八、若等が納税せらるるとき。

十九、若等が納税せらるるとき。

二十、若等が納税せらるるとき。

二十一、若等が納税せらるるとき。

二十二、若等が納税せらるるとき。

二十三、若等が納税せらるるとき。

二十四、若等が納税せらるるとき。

二十五、若等が納税せらるるとき。

二十六、若等が納税せらるるとき。

二十七、若等が納税せらるるとき。

二十八、若等が納税せらるるとき。

二十九、若等が納税せらるるとき。

三十、若等が納税せらるるとき。

三十一、若等が納税せらるるとき。

三十二、若等が納税せらるるとき。

三十三、若等が納税せらるるとき。

三十四、若等が納税せらるるとき。

三十五、若等が納税せらるるとき。

三十六、若等が納税せらるるとき。

三十七、若等が納税せらるるとき。

三十八、若等が納税せらるるとき。

三十九、若等が納税せらるるとき。

四十、若等が納税せらるるとき。

四十一、若等が納税せらるるとき。

四十二、若等が納税せらるるとき。

四十三、若等が納税せらるるとき。

四十四、若等が納税せらるるとき。

四十五、若等が納税せらるるとき。

四十六、若等が納税せらるるとき。

四十七、若等が納税せらるるとき。

四十八、若等が納税せらるるとき。

四十九、若等が納税せらるるとき。

五十、若等が納税せらるるとき。

五十一、若等が納税せらるるとき。

五十二、若等が納税せらるるとき。

五十三、若等が納税せらるるとき。

五十四、若等が納税せらるるとき。

五十五、若等が納税せらるるとき。

五十六、若等が納税せらるるとき。

五十七、若等が納税せらるるとき。

五十八、若等が納税せらるるとき。

五十九、若等が納税せらるるとき。

六十、若等が納税せらるるとき。

六十一、若等が納税せらるるとき。

六十二、若等が納税せらるるとき。

六十三、若等が納税せらるるとき。

問題 所 休 止 申 請
交 回 第 三 回
日 22 9

会社の提案は不満 犠牲を充分考慮せよ

組合

出資者等休止問題 先週二回の相交渉会合を閉じかけたので、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。

交渉の極限

組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。

組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。

組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。交渉の経過は、先週二回の相交渉会合で、組合員会と組合の幹部も決める段階にまで進んだ。

[illegible]

- マ 實業の発展に下連つたが、うすさび 多くの
- カ 希望を下連る場合はやむを得ない。またウエイト
- ハ 高利権の悪化は短期で解消さう。
- ニ 高利権は客観的にみて、水増しはない。
- ハ 金一時については、金量より、よく充分考慮を要
- してゐる。

の旅館は名譽のために水通しない
 爲に一時は湯屋をよりよく支分考慮を以
 つてなつた。

[illegible]

以上二方面と見て同様の回答に対し、

組合、会社の二つあることは理解出来ない、会社の

在るが、今でも中絶手術の流行は、甚だ遺憾
ある。これ等のことを見、助産の機能と産科看護は
大いに進歩し、と進められ

本邦の米は、多量に輸出するが、戦後の増産も十分で、米穀
 の需給は安定する。① 昭和十一年の米穀の需給は、昭和十
 四年の米穀の需給と同等である。② 昭和十一年の米穀の需
 給は、昭和十一年の米穀の需給と同等である。③ 昭和十一年
 の米穀の需給は、昭和十一年の米穀の需給と同等である。④
 昭和十一年の米穀の需給は、昭和十一年の米穀の需給と同等
 である。⑤ 昭和十一年の米穀の需給は、昭和十一年の米穀
 の需給と同等である。⑥ 昭和十一年の米穀の需給は、昭和
 十一年の米穀の需給と同等である。⑦ 昭和十一年の米穀の
 需給は、昭和十一年の米穀の需給と同等である。⑧ 昭和十
 一年の米穀の需給は、昭和十一年の米穀の需給と同等である。

米の配給制度改正の大綱 十月一日 完成

基本方針

- ① 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ② 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ③ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ④ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑤ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑥ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑦ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑧ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑨ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑩ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。

米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。

米の配給制度

- ① 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ② 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ③ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ④ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑤ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑥ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑦ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑧ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑨ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。
- ⑩ 米の配給制度は、米の需給に基き、米の配給を公平にする。